



国民年金保険料「後納制度」のお知らせ

10年の後納制度が終了し5年の後納制度に切り替わります。

平成24年10月1日より施行されていた、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納めることができる「10年の後納制度」は平成27年9月30日をもって終了します。終了後は、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、「5年の後納制度」は「10年の後納制度」と同じく、老齢基礎年金を受給している方などは後納制度の利用はできません。

●後納制度のメリット

・保険料を納められなかった期間がある場合や、資格取得などの届出忘れにより国民年金の加入期間がない場合、未納となっていた期間の保険料を納めることで、年金額が増えたり年金受給資格を得られる場合があります。

(国民年金を受給するためには、納付済期間や免除期間等の合計が原則25年(300月)必要です)

●後納制度をご利用いただける方

①20歳以上60歳未満の方 :※10年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある方
※平成27年10月1日より「5年以内」に変更。

②60歳以上65歳未満の方：上記①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間がある方

③65歳以上の方：年金受給資格がなく、任意加入中の方など

※老齢基礎年金を受給している方は、ご利用いただくことはできません。

●お申し込みから納めていただくまでの手順

①年金事務所に申込書の送付を依頼します。（日本年金機構HPからも取得できます）

②年金事務所から申込書が送付されます。

③申込書に必要事項を記入のうえ、年金事務所に提出します。（年金加入期間の確認のため、戸籍謄本等が必要な場合があります）

④年金事務所において申込書の審査・承認などを行います。（承認通知書、納付書、リーフレット送付）

⑤納付書により金融機関、コンビニ等で納めてください。（市町村役場、年金事務所では納められません）

詳しくは、稚内年金事務所 電話0162-32-1941 または町民課保健福祉グループ 電話5-1115(内線157)・告知端末機5-8815にお問い合わせください。